

風しんの排除認定に向けた取組について

1. 背景

- 現行の「風しんに関する特定感染症予防指針」(平成 26 年厚生労働省告示台122号。以下「予防指針」という)では、平成 32 年度までの風しん排除状態(土着のウイルス株による風しん発生がないこと)の達成を目標としている。
- 排除状態達成の確認には、麻しんと同様に、全ての発生例に対する積極的疫学調査や 8 割以上の遺伝子検査の実施が必要であるが、現状は実施率が低い。
- 近年、風しんの発生報告数が急激に減少し、平成 27、28 年においては 100 件台となっており、全発生例に対する積極的疫学調査や遺伝子検査の実施が物理的に可能な件数となった。
- WHO(世界保健機関)は、麻しんと風しんは共通のサーベイランスシステム、混合ワクチンを使用している場合が多いため、排除戦略については、麻しんと風しんをあわせて計画推進していくことを推奨している。

【発生報告数】※平成 29 年 9 月 27 日時点

年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年※
風しん	87	378	2,386	14,344	319	163	125	67
麻しん	447	439	283	229	462	35	165	176

出典: 感染症発生動向調査

2. 第 21 回感染症部会（平成 29 年 6 月 19 日）及び第 19 回予防接種基本方針部会（平成 29 年 9 月 14 日）での承認事項

- 麻しん・風しんについては、現在下表の通り積極的疫学調査等を行っているところであるが、風しんについて、省令、特定感染症予防指針を改正し、麻しんと同様の積極的疫学調査、サーベイランスを実施する。

	風しん	麻しん
積極的疫学調査	<u>集団発生時に実施【指針】</u>	<u>1例発生したら実施【指針】</u>
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ○届出【法 12① ii 、則 4④】 <ul style="list-style-type: none"> ・5 類感染症 全数把握疾患 ・<u>7 日以内に報告【則 4④】</u> ・患者の年齢、性別等【則 4⑥】 ○遺伝子検査【指針】 <u>可能な限り実施</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○届出【法 12① i 、則 4③】 <ul style="list-style-type: none"> ・5 類感染症 全数把握疾患 ・<u>直ちに報告</u>(平成 27 年 5 月 21 日から) ・患者の<u>氏名</u>、年齢、性別、職業、<u>住所</u>等【則 4①】 ○遺伝子検査【指針】 原則として<u>全例実施</u>

3. 今後の麻しん・風しん小委員会の進め方

- 資料 3 に示すように、議論を進め予防指針の改定を行っていく。